

令和5年3月17日

鳥取県「産業廃棄物処分場税」の更新

鳥取県から協議のあった法定外目的税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の鳥取県「産業廃棄物処分場税」の概要は以下のとおりです。

課税団体	鳥取県
税目名	産業廃棄物処分場税（法定外目的税）
課税客体	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
税収の用途	・産業廃棄物処理施設を設置促進するための施策の財源 ・産業廃棄物の発生抑制、再生、その他適正な処理に関する施策の財源
課税標準	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
税率	1トンにつき1,000円
徴収方法	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後の自家処分は申告納付
収入見込額	（平年度）約10百万円
非課税事項	・事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物 （例：下水処理に伴い発生する汚泥など） ・自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において処理する場合
徴税費用見込額	（平年度）0.3百万円
課税を行う期間	5年間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

- ・ 令和4年12月22日 鳥取県議会にて改正条例案可決
- ・ 令和5年1月4日 総務大臣協議
- ・ 同年3月17日 総務大臣同意
- ・ 同年4月1日 改正条例施行（予定）